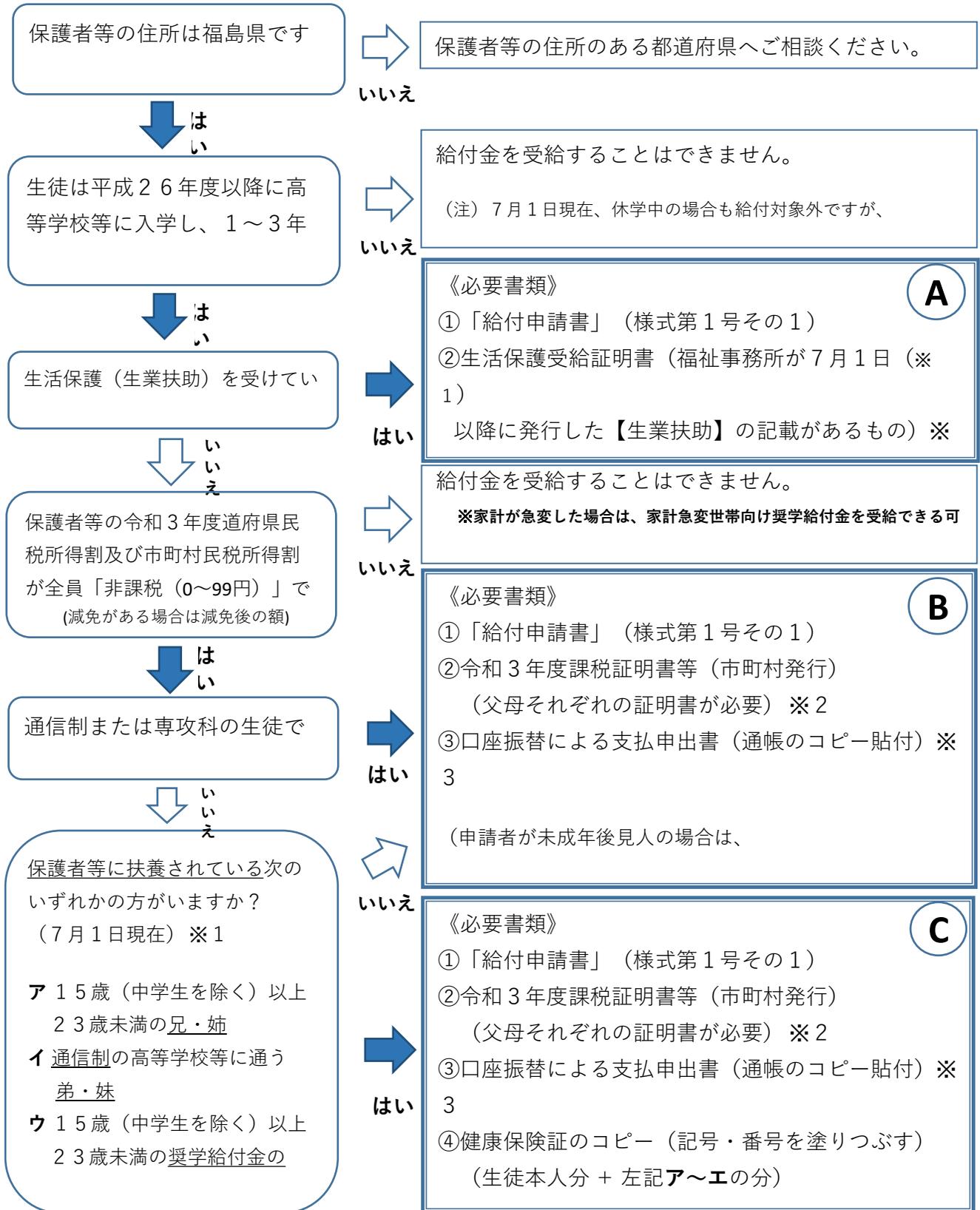


< 「奨学給付金」 必要書類等 確認チャート > ※1～3は下段の説明をお読みください。



- ※1 秋入学の生徒は基準日が「入学日」になります。
- ※2 生活保護受給証明書（「生業扶助」の記載がある7月1日以降発行のもの）又は課税証明書等は、就学支援金の申請に使用したもののコピーで構いません。
ただし、控除対象配偶者になっている保護者についても、課税証明書等の提出が必要です。
- ※3 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。

- 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。
- 授業料以外の教育費（教材費、学用品費、修学旅行費等）を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。